

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 45 件 |
| 国民年金関係 | 19 件 |
| 厚生年金関係 | 26 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 55 件 |
| 国民年金関係 | 29 件 |
| 厚生年金関係 | 26 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月、同年11月及び2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から61年3月まで
② 平成元年8月
③ 平成元年11月
④ 平成2年2月
⑤ 平成2年4月から4年3月まで

私は、親及び兄弟から勧められたので、昭和54年12月頃、市役所で前夫と共に国民年金に加入した。

国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書で、私が前夫の分と一緒に納付していた。1か月分ずつ納付したときもあれば、3か月分をまとめて納付したこともあった。

その他の支払いを待ってもらいながら、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、オンライン記録では、その前後の期間の国民年金保険料は、いずれも過年度納付されており、申立人が主張するとおり1か月分ずつ又は3か月分まとめて納付していることが確認できることから、申立内容と一致し、過去の未納であった保険料を順次納付しようとした姿勢がうかがえる。

また、申立期間の前後の期間において確認できる国民年金保険料の納付日などからみて、申立期間②、③及び④の保険料を納付することが困難な状況にあったと考えられる特段の事情も見当たらず、申立人が、申立期間

②、③及び④の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 12 月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、61 年 4 月頃と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、継続して同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間⑤について、オンライン記録で確認できる前後の期間における国民年金保険料の納付日を見ると、申立人は、申立期間⑤当時、昭和 63 年度及び平成元年度の保険料を過年度納付している時期であり、申立期間⑤後の 4 年度においては、現年度で保険料を納付していることから、申立期間⑤の保険料を納付するには、現年度納付、過年度納付のいずれの場合も、ほかの期間の保険料と並行して納付するほかないが、申立人からはそのような主張も無いなど、保険料の納付状況が不明である。

加えて、ほかの期間の国民年金保険料と並行して申立期間⑤の保険料を納付していたとしても、申立期間⑤の期間のみ、記録管理が適切に行われず、未納とされたとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 8 月、同年 11 月及び 2 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から60年12月まで
② 平成2年12月

申立期間①について、いつ頃行われたのか定かではないが、父親が、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ってくれて、父親又は母親が、金融機関で納付書に現金を添えて、国民年金保険料を納付してくれていた。それにもかかわらず、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、当該期間の前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっているため、当該期間の保険料も納付されているはずであり、免除とされ、納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の申立期間②後の国民年金保険料は、法定免除の処理がなされた平成16年4月まで全て納付されている上、前納により保険料が納付されている期間もあるなど、保険料を納付していたとするその両親は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の父親は、申立人の国民年金保険料を月々その都度納付し、遡って納付したことは無いと述べているものの、申立期間②前後の期間の保険料は、過年度納付されており、納付意識が高かった申立人の両親が、1か月と短期間である、途中の申立期間②の保険料も同様に過年度納付していたとしても特段不合理ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、いつ頃行われたのか定かではな

いが、その父親が、市役所の支所で、国民年金の加入手続を行い、申立人の父親又は母親が、金融機関で納付書に現金を添えて、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったその父親は、^{おぼ} 手続を行った時期等についてはっきりと憶えていないなど、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成4年12月以降であると推認され、同時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されるほかないが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成9年3月に会社を退職した際、次に勤務する会社は決まっていなかったため、国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、最初に会社を辞めた際も、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので、申立期間についても納付しているはずである。保険料を納付したとすれば、近くの郵便局か金融機関だと思う。保険料額については、当時、口座振替にしていなかったため、何も残っておらず、記憶も無い。

申立期間が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に会社を辞めた際も、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間においても、国民年金に加入の上、保険料を納付していたと述べているが、申立人は、申立期間の前の期間を含めて複数回、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、再就職により再び厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、そのいずれにおいても国民年金の手続を適切に行い、保険料を全て納付していることが確認できることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間について、申立人の所持する年金手帳には国民年金第1号被保険者であった旨の記載がある上、当時居住していた市の被保険者名簿にも同様の記載があるにもかかわらず、オンライン記録では未加入とされており、記録が一致していないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、国民年金加入期間においては、申立人は、国民年金保険料を全て納付しており、納付意欲が高かったものと認められることから、申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5167

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月及び同年11月

私は、昭和53年4月に就職した勤務先が厚生年金保険の未適用事業所であったことから、私の母親から老後のために国民年金に加入しておくようにと勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の両親が、私から預かった保険料を両親が経営していた商店に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その両親が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は、2か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料は全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 1 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に結婚し、夫婦で自営業を始め、税理士の勧めもあり、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、国民年金手帳が発行されたが、その後、夫婦共にこの国民年金手帳を紛失したと思い再発行を受けた。後に紛失したと思っていた国民年金手帳が見つかったので、2冊の国民年金手帳を所持しており、どちらも茶色である。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。保険料月額及び納付頻度の記憶は無いが、昭和 48 年 4 月の結婚時に自営業を始めてから、毎年行っていた所得税の確定申告に当たっては、社会保険料控除を受けていたので、納付しなかったことは無いはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 48 年 4 月に結婚し、自営業を始めたことに伴い、夫婦同時に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めたとする申立人の主張については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期及び申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人夫婦は同年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、同年 4 月の保険料から納付を開

始していること、及びオンライン記録により確認できる範囲においては、申立人夫婦の保険料の納付日が同一日となっていることから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間①及び②は、いずれも3か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①及び②当時、夫婦の住所及び職業の変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間③について、申立人は、昭和55年分の所得税確定申告書のみを所持しているが、当該申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の記載があり、その額は申立期間③の一部である同年1月から同年12月までの一人分の保険料と一致している。

加えて、申立人の夫は、申立期間③と同一の期間が含まれる昭和55年から61年分までの所得税確定申告書を所持しており、その申告書に記載された社会保険料控除額は当時の一人分の国民年金保険料額と一致していることから、これらの確定申告では申立人の夫の保険料のみが控除されているものと考えられるが、同年1月から同年12月までの保険料については、オンライン記録では、申立人は夫と共に納付済みとされている。このことに加え、申立人の保険料については、その夫の確定申告書に記載されていないものの、上記の夫の申告書（控）において、いずれの年も事業専従者として申立人に係る給与が支払われていたことが確認できることなどを考え合わせると、申立人は、その夫と一緒に当該期間の保険料を納付し、56年分から60年分の保険料についても年末調整時に社会保険料控除を受けていたと考えても不自然ではない。

その上、申立人は申立期間以後、厚生年金保険の被保険者になるまで、21年以上継続して国民年金保険料を納付している上、8年以上保険料の前納も行っていることが確認できるため、保険料の納付意欲が高いことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 1 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に結婚し、夫婦で自営業を始め、税理士の勧めもあり、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、国民年金手帳が発行されたが、その後、夫婦共にこの国民年金手帳を紛失したと思い再発行を受けた。後に紛失したと思っていた手帳が見つかったので、2冊の国民年金手帳を所持しており、どちらも茶色である。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私の妻が送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。保険料月額及び納付頻度の記憶は無いが、昭和 48 年 4 月の結婚時に自営業を始めてから、毎年行っていた所得税の確定申告に当たっては、社会保険料控除を受けていたため、保険料を納付しなかったことは無いはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 48 年 4 月に結婚し、自営業を始めた後、夫婦同時に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めたとする申立人の主張については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期及び申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人夫婦は同年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、同年 4 月の保険料から納付を開始しているこ

と、及びオンライン記録により確認できる範囲においては、申立人夫婦の保険料の納付日が同一日となっていることから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間①及び②について、いずれも3か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①及び②当時、夫婦の住所及び職業の変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間③について、申立人は、昭和55年分から61年分までの所得税確定申告書（控）を所持しており、いずれにおいても、社会保険料控除欄に国民年金保険料の記載がある上、計上された金額は、申立期間における一人分の保険料額と一致するかほぼ一致している。

加えて、申立人は申立期間後、約25年にわたって60歳まで継続して国民年金保険料を納付していること、及びそのうち約12年については保険料の前納を行っていることが確認できるため、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 48 年 8 月頃、父親が市役所で私の国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金保険料については、父親が「未納の納付書を持たせて、嫁がせるわけにはいかない。」と言っていたので、昭和 49 年 4 月頃に届いていた 1 年分の納付書で、申立期間の保険料を納付してくれたはずである。その時期は思い出せないが、父親から「保険料を納めてきた。」と言われ、領収書を渡されたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 49 年 4 月頃に届いていた 1 年分の納付書により、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の主張については、申立人が結婚まで両親と同居していた市では、47 年 4 月から毎年 5 月にその年度の 12 か月分の納付書を一括送付していたことが確認できるなど、申立人が結婚する 49 年 10 月までにその父親が申立期間の保険料を納付することは可能であることから、不自然な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を申立期間まで納付していたとする申立人の父親は、申立人の母親と共に国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められることから、申立人が述べるとおり、申立人の結婚に先立って、その父親が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から58年3月まで
② 昭和60年2月及び同年3月

私は、出産のため、昭和56年6月末で会社を退職し、すぐに区役所へ行き国民健康保険の加入手続を行った。その際、担当職員から「健康保険と年金は一緒に入るものだ。」と言われ、書類を渡された。その言葉に従って、隣の窓口で、国民年金の加入手続を行ったことを憶えている。その後、国民年金保険料については、夫の分と一緒に納付していたので、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとなっており申立期間②の前後を通じて、申立人及びその夫の住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められないことから、途中の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②について、オンライン記録では、昭和60年8月に過年度納付用の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認でき、申立人が居住していた市が作成した国民年金被保険者収滞納一覧表によると、その時点では58年4月から申立期間②直前の60年1月までの保険料が既に現年度納付されていることから、当該納付書は申立期間②のものと推認でき、後述のとおり昭和58年7月と推認される加入手続以降においては、申立期間を除いて、保険料の未納は無く、申立人の保険料の納付意欲が高かったことが認められることを考え合わせると、申立人は当該納付書により申立期間②の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 6 月末に会社を退職した直後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始め、既に国民年金に加入していた夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人の国民年金の加入手続の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、58 年 7 月以降であると推認され、申立内容と一致しない。

また、1 で述べた市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、夫婦の昭和 60 年 8 月以降の国民年金保険料の納付日は、同一日であることが確認できるものの、同年 7 月以前の保険料納付記録は、ほとんどが夫婦の納付日が異なっていることから、申立人の夫が申立期間①の保険料を納付済みであることをもって、申立人についても当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①の始期である昭和 56 年 7 月から、現在付与されている国民年金手帳記号番号の払出時期である 58 年 7 月まで同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない上、加入手続時点において申立期間①の保険料を納付するには、遡^{おぼ}って過年度納付するほかないが、申立人は、保険料をまとめて納付した憶えは無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 52 年*月頃、私の父親が、私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、父親が区役所の窓口で、納付書に現金を添えて納付していたと思う。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 7 月と推認できることから、申立期間①の保険料を納付することは可能であり、申立期間①以外に未納となっている期間は無の上、当時、申立人と同居していたその両親は、申立期間①と同じ期間の保険料は納付済みとなっている。

2 一方、申立期間②について、申立人は、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である上、申立人の年金手帳、特殊台帳及び国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立

期間②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、20歳になった平成4年は学生であったが、国民年金に加入するように市役所から加入勧奨の案内がきたので、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、母親が1か月当たり1万円ぐらいの国民年金保険料を、兄の分と一緒に金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その母親が申立人の兄の分と一緒に金融機関で納付したと主張しているところ、その兄の申立期間と同期間の保険料は納付済みである上、その母親が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）が就職するまで、長男（兄）の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所及びその父親の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の1か月と短期間である申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月
② 平成2年3月

私は、昭和57年9月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に届いた納付書により、自宅近くの金融機関で、既に国民年金に加入していた夫と私の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は、それぞれ納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中のそれぞれ1か月と短期間である申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、i) その夫の申立期間①の保険料は納付済みとされていること、ii) 申立期間②直後の平成2年4月から4年3月までの申立人及びその夫の保険料は、同一日に収納されていることが、申立人のオンライン記録及びその夫の収滞納一覧表により確認できることから、申立期間①及び②の夫婦二人分の保険料が納付されていたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの国民年金保険料及び59年4月から同年5月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年3月まで
② 昭和59年4月から同年5月まで

私は、昭和46年に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に元夫と二人分の国民年金保険料を納付していたが、54年5月からは、元夫と一緒に付加年金に加入し、集金人に二人分の定額保険料と付加保険料を納付していた。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その元夫と二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が実施されていたことが確認できる上、その元夫は当該期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和54年5月に夫婦二人で付加年金に加入し、夫婦一緒に定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張しているところ、その元夫は付加保険料を含めて納付済みとなっている上、確認できる範囲において、夫婦の保険料は同一日に納付されているとともに、申立期間②前後の期間の保険料は付加保険料を含めて納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所及びその元夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②のみ付加保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料が全て納付済みとなっている上、任意加入を行っている期間もみられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ8か月及び2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5176

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

私は、20歳になった際に、区役所から通知が届いたため、国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私が、3か月ごとに、納付書で納付していた。私は、保険料をずっと納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、昭和50年4月から申立期間直前の53年9月までの期間及び申立期間直後の54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、平成22年9月に納付済みの記録が追加されるまでは、未納とされていたことが、オンライン記録により確認できることから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5177

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 1 月まで

昭和 35 年 10 月頃、私の姉が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚後は、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、ねんきん特別便で私のみ申立期間が未納とされていることが分かった。

私は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を約 25 年にわたり、全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の現在所持している国民年金手帳は昭和 46 年 12 月に再交付されており、その夫の国民年金手帳もその夫自身の国民年金の新規加入に基づき、同年同月に交付されている上、申立人及びその夫が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間後の保険料を現年度納付しており、その夫も申立期間後から保険料を現年度納付していることから、その当時、夫婦一緒に納付していたと考えられ、その夫の申立期間における保険料は過年度納付されていることを踏まえると、申立人の当該期間の保険料も過年度納付されていたとしても不合理ではない。

さらに、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料の納付について、時期、金額等は憶^{おぼ}えていないものの、何回かに分けて納付したとしており、当該期間の保険料が納付済みとなっているその夫の特殊台帳によると、

当該期間の保険料が数回に分けて過年度納付されていることが確認できることから、申立内容に信憑^{びよう}性が感じられる。

加えて、申立人の申立期間直後の昭和47年2月から同年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、当初未納とされていたが、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、納付済みに訂正されていることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定しきれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年9月まで
② 昭和63年12月

私の義母は、私が20歳に到達した頃に、私の国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料について、申立期間①は義母が納付してくれていたと記憶しており、申立期間②については、詳細は憶えていないものの、夫婦二人分を間違いなく納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳に到達した頃にその義母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から昭和49年7月に行われていることが推認でき、この時点で申立期間①の保険料は納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①後の国民年金保険料は、申立期間②の1か月を除き、未納となっている期間は無く、申立期間の保険料を一緒に納付していたとするその義母及び義父は、申立期間①と同一期間の保険料は納付済みとなっている上、申立期間①は18か月と比較的短期間である。

2 一方、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を未納のままとすることはないと主張しているが、具体的な納付方法については記憶が定かではなく、申立人が申立期間②当時居住していた区の被保険者名簿には、保険料

の過年度納付が行われたほかの期間については、その収納時期を含め、詳細な記載がなされているにもかかわらず、申立期間②については同様の記載は確認できない。

また、その被保険者名簿の記載やオンライン記録などから、申立人の国民年金保険料の納付日等の納付行動は、申立期間②の直前まで 100 か月以上の長期間にわたり、その夫と完全に一致していることが確認できるが、その夫も申立期間②と同一期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金には、当然に加入するものであると思っていた。

私の年金手帳の「国民年金の被保険者となった日」の欄にも、申立期間①及び②の始期である昭和 54 年 7 月及び 57 年 4 月の日付が書かれている。

私か前妻が、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間直後の昭和 55 年 4 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料を納付しており、申立人が 56 年 12 月に厚生年金保険に加入したことに伴い、同年同月及び 57 年 1 月の保険料が、申立人に還付されていることが確認できる。制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされており、申立人については、54 年 12 月から 55 年 3 月までの期間のうち、先に経過した月に充当することになるが、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い生じた還付金は、当該期間に充当されずに、申立人に還付されていることから、当該還付金が生じた時点において、当該還付金を充当すべき期間は存在しなかったと考えられる。

また、申立期間①は 9 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和

55年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、同年同月の時点で、当該期間の国民年金保険料は納付可能であることも考え合わせると、上述の還付金が充当される期間を含めて納付済みであったものとするのが合理的である。

さらに、申立期間②のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間について、申立人が当該期間当時居住していた区における昭和58年度分の申立人に係る国民年金被保険者収滞納一覧表が存在しており、同表により、申立人の同年度の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できることに加え、申立人が一緒に納付していたとするその前妻の同年度の保険料は、いずれも納期限内に納付されていること、並びに確認できる当該期間直後の昭和59年4月から60年1月までの申立人及びその前妻の保険料は、同一日に納付されていることを踏まえると、申立期間②のうち、58年4月から59年3月までの保険料について、申立人がその妻と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間②当時居住していた区における昭和57年度分の国民年金被保険者収滞納一覧表に申立人の氏名等は見当たらず、申立人は、同年度において、国民年金の加入手続を行っていなかったと考えられるものの、申立人及びその前妻は、納付書が送られてくれば、国民年金保険料を納付していたとしており、オンライン記録では、昭和60年2月に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人及びその前妻の主張とは必ずしも一致していないが、申立人が、その納付書により納付可能な、申立期間②のうち58年1月から同年3月までの保険料を過年度納付したと考えても特段不合理ではない。

2 一方、申立期間②のうち、昭和57年4月から同年12月までの期間について、申立人の前妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしており、申立人が申立期間②当時居住していた区の国民年金被保険者収滞納一覧表では、申立人の前妻は、当該期間の保険料を現年度納付している。しかし、同表では、申立人の昭和57年度の保険料は賦課されておらず、オンライン記録では、昭和60年2月に、申立人の過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できるため、申立人の前妻の主張とは一致しない。

また、上述のとおり、昭和60年2月に、過年度分の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できるものの、その時点において、申立期間②のうち57年4月から同年12月までの保険料は、時効により徴収する権利が消滅しており、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間②のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

私は、昭和44年頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、前妻が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、申立期間の検認印のある国民年金手帳及び国民年金保険料の領収証書があるにもかかわらず、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続等も適切に行われていたことがうかがえることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す領収証書を所持している。しかし、同領収証書に記載された金額は、申立期間当時の実際の保険料額と比べて不足している。これは、当時行政側が、昭和44年度の保険料額として領収すべきところ、誤ってその前年度である43年度のコレを同領収証書に記載し、受領してしまったものと考えられる。同領収証書は、当時行政側が真正に作成したものと認められるものであり、納付した金額に不足があれば、その差額分に相当する金額の納付書が発行されていたと考えられ、納付意識が高かった申立人が、同納付書に基づき、納付していたと考えても不合理ではない。

さらに、申立期間のうち、昭和45年4月から同年12月については、申立人は、昭和45年度の国民年金印紙検認記録のページに、検認印及び同年7

月付けの領収割印が押された国民年金手帳を所持しており、正規の納付に基づくものであると認められる。

加えて、上記のとおり、国民年金保険料額の誤った納付書の発行、検認記録の漏れなど、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和50年4月頃に、知人に勧められて国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、1か月当たり3,300円から4,500円ぐらいを、納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付書により納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、納付書により保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間①及び②当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①直前の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料は、現年度納付により納付はされなかったものの、申立期間①中に過年度納付により重複納付され、55年1月に還付決定されていることが申立人の特殊台帳で確認できることから、申立期間①中に二度にわたり前年度の保険料を納付していながら、申立期間①の保険料を現年度納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更が無く、生活状況に大きな変化は認められない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をおおむね納付している上、前納制度を利用するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ12か月及び6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月、同年9月、53年6月、同年7月、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から47年3月まで
② 昭和49年8月及び同年9月
③ 昭和53年6月及び同年7月
④ 昭和54年2月及び同年3月
⑤ 昭和63年12月

私の母親は、私が20歳に到達した頃に、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料について、申立期間①、②、③及び④は、当時、私は私の両親と同居していた時期であり、母親が、自分たち夫婦の保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付してくれていたと記憶しており、申立期間⑤については、詳細は憶えていないものの、間違いなく納付していたはずである。申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、それぞれ前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②、③及び④が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の申立期間②、③及び④の国民年金保険料と一緒に納付したとするその母親及び父親は、同期間を含め、国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである上、申立期間③及び④については、その妻の保険料も納付済みであることが確認できるとともに、申立期間②、③及び④は、いずれも2か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が申立期間①当初に申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は記憶が定かではないとしていることから、申立期間①における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から昭和47年8月に行われたと推認できることから、申立期間①の国民年金保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人は、申立期間①当初から現在に至るまで同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、申立期間⑤の国民年金保険料を未納のままとすることはないと主張しているが、具体的な納付方法については記憶が定かではなく、申立人が居住している区の被保険者名簿には、保険料の過年度納付が行われたほかの期間については、その収納時期を含め、詳細な記載がなされているにもかかわらず、申立期間⑤については同様の記載は確認できない。

加えて、その被保険者名簿の記載やオンライン記録などから、申立人の国民年金保険料の納付日等の納付行動は、申立期間⑤の直前まで100か月以上もの長期間にわたり、その妻と完全に一致していることが確認できるが、その妻も申立期間⑤と同一期間の保険料は未納となっている。

その上、申立人が申立期間①及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月、同年9月、53年6月、同年7月、54年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年9月6日から同年11月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年9月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月31日から同年9月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年8月31日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和25年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月31日から同年9月6日まで
② 昭和25年9月6日から同年11月1日まで

私は、昭和22年1月にA社B工場に入社し、25年8月の同社B工場の閉鎖に伴い、同社C工場に転勤になったものの、A社の退職日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、同年8月31日に同社B工場で資格喪失し、同年11月1日に同社C工場で資格取得となっており、3か月の欠落が生じている。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、かつ同一生年月日の者が昭和25年9月6日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失しているところ、

オンライン記録により、当該記録は、基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、上記の被保険者記録における記号番号は申立人の記号番号と一致していることから、当該記録は申立人の記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 6 日に A 社本社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、5,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の記録、退職金支払明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し(社会保険の適用上は、同社 B 工場から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A 社 B 工場は、昭和 25 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社本社における昭和 25 年 9 月の社会保険事務所の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和51年8月31日から同年11月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年11月1日であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月31日から同年12月1日まで

私は、昭和51年7月8日から同年11月30日まで、A社に給与計算担当者として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録は、同年8月31日に資格喪失となっており、最後まで自身の給与からも厚生年金保険料を控除し、給与計算をしていたにもかかわらず、納得できない。厚生年金保険料の控除が確認できる関係資料等はないが、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年8月31日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年10月31日より後の52年1月28日付けで、申立人が51年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理がされていることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿から、申立人を除く71名についても、申立人と同様に、昭和52年1月28日付けで、51年3月から同年10月までの期間に遡って被保険者資格を喪失した旨の処理がされていることが確認できるとともに、これらの者の中には、当該被保険者名簿に記載された資格

喪失日より後の標準報酬月額の時決定及び随時改定の記録が取り消されている者が42名確認できる。

さらに、当該訂正処理前の記録並びに同僚及び申立人の供述から判断すると、A社は、昭和51年10月31日においても適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和51年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の訂正前の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和51年11月1日から同年12月1日までの期間について、複数の同僚の証言から、申立人のA社における勤務実態は確認できるものの、これらの者から、当該期間における保険料の控除がうかがえる証言を得ることができなかった。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月1日から60年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和59年8月1日）及び資格取得日（60年4月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和60年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は11万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月1日から60年4月1日まで
② 昭和60年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和57年4月1日から61年3月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和60年4月から同年9月までの標準報酬月額の記録が8万円になっているが、11万円であったはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和57年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59年8月1日に同資格を喪失後、60年4月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、「申立期間①前後を通じて、申立人は勤務形態及び業務内容に変化は無く、A社に継続して勤務していた。」と供述している。

また、A社の元社長は、「申立人は、申立期間①も同社に勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と供述している。

さらに、申立人と同じ職種であった同僚は、「申立人は申立期間①において、勤務時間、勤務形態の変更や長期休暇等も無く継続して勤務しており、私と早番、遅番を交代で勤務していた。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、欠落は無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年7月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年8月から60年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の昭和60年4月から同年9月までの標準報酬月額は8万円となっている。

しかしながら、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和60年4月1日の標準報酬月額が8万円から11万円に訂正され、申立期間②の標準報酬月額が11万円となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は11万円であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を11万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年10月31日から50年1月13日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年1月13日であったと認められることから、申立人の当該期間における同資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月20日から同年5月12日まで
② 昭和49年10月31日から50年4月1日まで
③ 昭和50年5月6日から同年6月10日まで

私は、前職を退職後、1か月も間を空けずに、昭和47年4月20日にA社に入社し、50年4月末に退職するまで休職すること無く勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。また、申立期間③については、同社を退職後、1週間以内の同年5月6日にB社に入社したにもかかわらず、被保険者資格の取得日が、同年6月10日となっているのはおかしいので、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人はA社に昭和47年5月12日から50年4月30日まで勤務していたことが認められるが、厚生年金保険の被保険者記録では、49年10月31日に同資格を喪失し、50年4月1日に同社において再度資格を取得しており、49年10月31日から50年4月1日までの被保険者記録が無い。

申立期間②について、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の一度目の資格喪失日は昭和49年10月31日と記載されているが、当該被保険者原票に記載されている進達日及び健康保険被保険者証の返納日は、同社が適用事業所でなくなった(以下「全喪」

という。)日である同年12月31日より後の50年1月13日となっていることから、当該喪失処理は、遡及した処理であったと認められる。

また、申立人と同様の処理が24名についても行われていることが確認でき、当該処理前の記録により、A社は、昭和49年12月31日において適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、全喪の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当初、申立人と同日の昭和49年10月31日に資格喪失した旨の記録(進達日は50年1月13日)を、49年12月31日に訂正されている者が4名確認できるところ(訂正日は50年2月12日)、これらの者については、いずれも健康保険の継続療養給付の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和49年10月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている進達日から、50年1月13日であると認められる。

また、昭和49年10月から同年12月までの標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和50年1月13日から同年4月1日までにについては、上記のとおり、申立人が勤務していたことは認められるものの、上記の被保険者原票により、申立人が同年1月13日付けで健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

また、申立人と同様の処理がなされている者のうちの1名は、昭和50年1月頃に国民年金の加入手続をし、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人の雇用保険の資格取得日は、A社における資格取得日と一致している。

また、A社の現在の事業主は、当時の従業員名簿に、申立人の氏名は確認できないと回答している上、当時の事業主は既に死亡しているほか、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の当該期間における勤務について、具体的な証言を得ることができなかった。

申立期間③について、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日は、昭和50年6月10日であり、オンライン記録と一致しているところ、当該期間において同社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚についても、

厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間は一致していることが確認できる。

また、当時の取締役及び複数の同僚に照会を行ったが、申立人の在籍について、具体的な証言を得ることができない上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 8 月 1 日に、同資格の喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 46 年 12 月頃から 47 年 5 月頃まで
③ 昭和 47 年 5 月頃から 48 年 5 月頃まで
④ 昭和 51 年 8 月頃から 52 年 10 月頃まで

私は、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日まで A 社に、46 年 12 月頃から 47 年 5 月頃まで B 社に、同年 5 月頃から 48 年 5 月頃まで C 社に、51 年 8 月頃から 52 年 10 月頃まで D 社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社の元人事・総務本部長は、「3 か月の試用期間があったが、正社員を前提とした採用のため、入社日から雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していた。雇用保険に加入していれば、健康保険及び厚生年金保険に加入しているはずだ。」と述べているところ、申立人と同一勤

務地で同様の職種であった同僚2名の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同一勤務地で同一業務に従事した複数の同僚は、当該期間において、勤務地では正社員しかおらず、入社と同時に被保険者資格を取得している旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同一の業務に従事した同世代の同僚の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主も既に死亡しているため照会することができないが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、事業所の所在地、業務内容及び会社の内情を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、申立人は、「当該期間において、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。健康保険ではなく、国民健康保険に加入していた。」と述べている上、オンライン記録から、申立人がB社に勤務していたと主張する期間の一部において、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、B社に係る商業登記の記録が確認できず、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、事業主の姓しか記憶していない上、同僚の名前を記憶していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はない。

申立期間③について、申立人が記憶する取引先である従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、申立人は、「当該期間において、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。健康保険ではなく、国民健康保険に加入していた。」と述べている上、オンライン記録から、申立人が当該事業所に勤務していたと主張する期間において、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、C社に係る商業登記の記録が確認できず、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が名前を記憶している事業主に照会したが、所在不明で申立人の保険料控除について確認することはできない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無い。

申立期間④について、事業主の証言により、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社の事業主は、「申立人は日給月給のアルバイトであった。厚生年金保険に加入させていない。」と回答しており、申立人は、「当該期間において、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。健康保険ではなく、国民健康保険に加入していた。」と述べている上、オンライン記録から、申立人が当該事業所に勤務していたと主張する期間において、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

また、当該期間において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無い。

このほか、申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月10日までの期間及び同年8月30日から22年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立人は、申立期間のうち、20年5月10日から同年8月30日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年10月から20年3月までは50円、同年4月から21年9月までは60円、同年10月から22年3月までは180円、同年4月及び同年5月は360円、同年6月から同年10月までは300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和19年10月から20年4月までの期間及び同年8月から22年10月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年11月1日まで
私は、昭和18年1月16日にA社に入社してから61年3月31日まで継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和19年10月1日から22年11月1日までの期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が提出した社員名簿及びD県発行のC軍兵籍証明書から、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月10日までの期間及び同年8月30日から22年11月1日までの期間に同社B支店に勤務し、申立期間のうち、20年5月10日から同年8月30日までの期間に

において、同社B支店に在籍しながらC軍に召集されていたことが認められる。

また、A社B支店の事業主は「申立人の申立期間において、正社員であったので、昭和19年10月以降は、兵役期間を除いて厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がC軍に召集されていた当該期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月10日までの期間及び同年8月30日から22年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立人は、申立期間のうち、20年5月10日から同年8月30日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、A社の社員名簿の給与の記録から、昭和19年10月から20年3月までは50円、同年4月から21年9月までは60円、同年10月から22年3月までは180円、同年4月及び同年5月は360円、同年6月から同年10月までは300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和19年10月から20年4月までの期間及び同年8月から22年10月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年10月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年4月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月12日から同年11月12日まで
② 昭和46年3月28日から同年4月10日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、現在も同社に在職中であるが、同年10月12日から同年11月12日までの期間及び46年3月28日から同年4月10日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。継続して在籍しているので、事実を確認の上、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録から、申立人は、昭和45年4月1日から同社に継続して勤務（45年10月12日に同社B工場から同社C工場に異動、46年4月10日に同社C工場から同社B工場に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C工場の資格取得日は昭和45年11月12日、資格喪失日は46年3月28日となっているが、同社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得日は45年11月12日となっているものの、資格喪失日の記載が無い。

一方、申立人の厚生年金基金の記録では、昭和45年10月12日に資格を取得し、46年4月10日に資格を喪失したこととなっており、A社は、

申立期間当時、社会保険に係る届出は6枚の複写式の届出用紙を用いており、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合の届出は一体であったと回答している。

また、健康保険組合の記録では、申立期間のA社に係る申立人の資格取得日は昭和45年10月12日となっており、以降、申立人の被保険者記録に欠落は無く現在まで継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和45年10月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年4月10日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和45年11月及び46年2月の上記被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月28日であると認められることから、当該期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年4月1日まで

私は、A社に平成4年1月1日に入社し、10年7月まで勤務した。その間関連会社であるB社に勤務していた。7年3月にA社の事業主から、事業所が厚生年金保険料を滞納している旨の説明があり、5年12月から7年3月までの未納分は事業主の厚生年金保険料を充当したとの説明が全社員にあった。それ以降は適用事業所ではなくなるので、自分で国民年金保険料を支払うように言われた。しかし、ねんきん定期便で確認したところ、5年12月から7年3月まで国民年金が納付済みになっている。私は、国民年金の加入手続をしていないので、調査の上、国民年金の記録を厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人を含めた31名の厚生年金保険被保険者が、平成5年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該処理はA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月1日より後の6年3月28日付けで行われていることが確認できる。

また、同僚4名は「経営状況悪化のため、会社から国民年金に切り替え

てほしいとの話があった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である6年3月28日であると認められる。

また、平成5年12月から6年2月までの標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年3月28日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録により、当該期間において、A社は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「厚生年金保険の適用事業所ではなくなるため、従業員に国民年金への切替えをお願いした。」としており、オンライン記録により、複数の同僚が国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年4月1日までの期間について、オンライン記録から、申立人は、A社が再度新規適用事業所となった6年10月1日以降において、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できない。

加えて、事業主は、「平成6年10月1日に、当社は、新規適用事業所となったが、申立人の給与からの保険料控除については、資料が無いため不明である。」と回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の平成6年3月28日から7年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として平成6年3月28日から7年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が昭和30年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年12月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を30年5月から同年9月までは8,000円、同年10月から31年9月までは9,000円、同年10月から32年9月までは1万円、同年10月から35年7月までは1万2,000円、同年8月から同年11月までは1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日： 昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和30年5月1日から35年12月31日まで
夫は、昭和30年頃から35年頃までA社に勤務し、私と34年4月*日に同社の社長の仲人で結婚した。また、夫が同社で働いていた時にバイクの事故で入院し、この時に、傷病手当金が支給されていたので、厚生年金保険にも加入していたと思うが、同社で働いていた期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和30年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年12月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、同僚は、申立人が昭和30年頃にA社に就職し、C職をしていたと証言している。

さらに、事業主が^{へんさん}編纂したB社史に申立人が昭和30年から35年まで在職していたと記載されている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35 年 12 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から昭和 30 年 5 月から同年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 31 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 32 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 35 年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月1日から同年10月1日まで
② 平成14年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和58年6月1日から平成14年3月31日まで勤務していた。ねんきん定期便と給与明細書を照合したところ、給与明細書では、10年10月から14年4月までの厚生年金保険料として、40,772円が43回控除されているのに、ねんきん定期便では41回しか記録が無い。給与明細書を提出するので、確認の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の給与支払明細書から、申立人はその主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された平成 14 年 4 月分の給与支払明細書において当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、雇用保険被保険者総合照会によると、申立人は平成 14 年 3 月 29 日離職と記録されており、同年 3 月 30 日に資格喪失とされている厚生年金保険記録と符合している。

しかしながら、上記明細書には「精勤手当 7,500 円」及び「精勤日時 1.5 回」の記載が確認できることから、この点について、A 社及び同社の当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「精勤手当については、月末退職の場合は、欠勤がなかった場合の半分に相当する額を支給していた。」と回答が得られ、上記精勤手当額は、欠勤がなかった月の半分に相当する額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 14 年 2 月の社会保険事務所の記録から、47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができなかったが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成 14 年 3 月 30 日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が41万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から15年2月1日まで
② 平成16年8月1日から17年2月7日まで

オンライン記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成8年4月から15年1月までの標準報酬月額が、当時の給与の手取額であった50万円と相違している。また、オンライン記録では、申立期間①はB社の厚生年金保険被保険者となっているが、当時給与はA社から支給され、同社から源泉徴収票をもらった記憶もある。また、C社で勤務した期間のうち、16年8月から17年1月までの標準報酬月額が、当時の給与の手取額であった30万円と相違している。調査の上、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成8年10月から10年9月までの申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初41万円と記録されていたところ、同年2月26日付けで、8年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人を除くB社の被保険者15人中4人が、平成10年2月26日付けで同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した8年10月18日に遡って標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

さらに、雇用保険被保険者記録から、申立人は当該期間においてA社の被保険者であったことが確認できるところ、申立人及び上記の被保険者2

人のうち1人は、「B社とA社の経営者は同一人物で、実態は同一の会社であった。当時はA社の社員だと思っていた。」と述べている上、「当時、A社は資金繰りに困っており、給与の遅配が頻繁にあった。」と述べていることから、平成10年2月当時、B社において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成10年2月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年10月から10年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立人は、当該期間の標準報酬月額は当時の給与の手取額であった50万円と相違していると主張しているが、B社において申立人と同様に標準報酬月額の見直しが行われた元同僚の所持する平成8年分及び9年分確定申告書によれば、オンライン記録で確認できる当該期間の遡及訂正前の標準報酬月額は、当該確定申告書から試算できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、平成8年4月から同年9月までの標準報酬月額については、不合理な訂正処理が行われたとは言えず、かつ、申立人は当該期間における給与明細書等を所持していないことから、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立期間①のうち、平成10年10月から15年1月までの標準報酬月額については、10年2月26日付けの遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（10年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理について遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、その後における各年度の定時決定においても11万円と記録されていることから判断すると、同年10月から15年1月までの標準報酬月額について、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えず、かつ、申立人は当該期間における給与明細書等を所持していないことから、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成8年4月から同年9月までの期間及び10年10月から15年1月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認める

ことはできない。

申立期間②について、申立人は、平成 16 年 8 月から 17 年 1 月までの標準報酬月額が当時支給されていた報酬月額と相違している旨を申し立てている。

しかし、申立人住所地の地方自治体から取り寄せた平成 16 年分給与支払報告書によると、申立人の C 社における退職年月日は「平成 16 年 4 月 15 日」と記載があり、申立期間と一致してしない上、同報告書に記載されている社会保険料等の控除額（13 万 6,350 円）は、オンライン記録における申立人の同年 1 月から 4 月までの標準報酬月額（30 万円）から試算した、4 か月の厚生年金保険料合計額（13 万 6,680 円）とほぼ一致していることから、申立期間②において申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額については、平成 16 年 6 月 28 日付けで同年 9 月の定時決定が行われ、その後の同年 9 月 7 日付けで当該定時決定の記録が取り消され、同年 8 月の随時改定により 30 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できるが、当該処理のみをもって、同年 8 月から 17 年 1 月までの標準報酬月額について、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

このほか、申立人は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を同年 6 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私が A 社における厚生年金保険被保険者であった平成 12 年 2 月 1 日から 16 年 8 月 7 日までの期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額と相違している。
給与明細書を提出するので、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月に 26 万円から 30 万円に訂正処理されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書における保険料控除額及び報酬月額から、平成13年6月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成13年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間については、前述の給与明細書により、オンライン記録における標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から39年1月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、39年1月に同社のグループ会社であるB社に転籍した。厚生年金保険の被保険者記録では、38年6月1日から39年1月1日までの期間が被保険者となっていないとのことだが、申立期間の給料支払明細書を所持しているため、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の所持する給料支払明細書により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転勤日については、申立人と一緒にA社からグループ会社であるB社に昭和39年1月に転籍したと供述している複数の者のA社における被保険者資格の喪失日が同年1月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は既に

死亡していることから確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、昭和 38 年 6 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 22 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 6 月 1 日であったと認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、420 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、申立期間は継続して勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は B 学校を卒業後、同級生 3 名と一緒に A 社に入社したと述べているところ、当該同級生のうち 1 名は、「申立人の退職時期は記憶していないが、B 学校を卒業後、申立人と一緒に同社に入社した。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和 22 年 4 月 1 日で、申立人と氏名が一文字違いで同一生年月日の者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿により、上記の同級生 3 名が昭和 22 年 4 月 1 日付けで同社の厚生年金保険被保険者資格を取得しているとともに、当該同級生の被保険者記録と上記の被保険者記録が順番に記載されていることが確認できることから、上記の被保険者記録は、申立人の記録であると

認められる。

一方、当該被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格喪失日が記載されていないが、上記の同級生3名は、当該被保険者名簿に昭和22年6月1日付けの標準報酬月額改正の記載が確認できるものの、申立人については当該記載が無いことから、申立人の資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年4月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月1日であると認められる。

なお、昭和22年4月及び同年5月の標準報酬月額は、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、420円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年2月1日までの期間について、A社は、「当時の資料が現存していないため、不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除が確認できない。

また、申立期間内にA社の被保険者であり、かつ、連絡先が判明した14名に文書照会した結果においても、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人は、当該期間に係る給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年5月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年6月30日まで
オンライン記録では、A社で勤務していた期間のうち、平成4年10月1日から6年6月30日までの期間に係る標準報酬月額が34万円に訂正処理されているが、当時の給与は45万円ぐらいもらっていたので、記録訂正処理される前の44万円及び47万円の等級に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年5月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年6月30日）より後の同年7月27日付けで、遡及して34万円に減額訂正処理されている上、申立人と同様に30名の被保険者についても標準報酬月額が遡及して訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年5月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年12月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月20日から同年12月4日まで

私は、A社に昭和41年3月に入社し、平成16年1月に退社するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録をみると、同社C支店から同社D支店への新設オープンのための転勤に伴う昭和42年11月20日から同年12月4日までの期間の被保険者記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びB社から提出された職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年12月4日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が人事記録を転写した書類には、昭和42年11月20日にA社D支店開設準備員への異動が発令された記録とともに、同年12月4日に同社D支店に配属された旨の記録が

あり、また、この異動日である同年 11 月 20 日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年にA社に入社後、社名変更や合併はあったが、途中で退職すること無く、平成16年3月31日の定年退職まで、同一企業において一貫して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録には1か月の空白が生じている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に、同社C工場から同社D部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和22年12月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、23年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、B社の事業主は、申立人が昭和23年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、26年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年12月から23年4月までは1,400円、同年5月から同年12月までは1,800円、24年1月から同年3月までは3,000円、同年4月及び同年5月は3,300円、同年6月及び同年7月は3,500円、同年8月から25年8月までは4,500円、同年9月から26年6月までは5,000円、同年7月から同年11月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から26年12月1日まで

私は、昭和22年12月にA社の船員短期養成給付生として海員養成所に入学、23年3月に卒業し、同社の管理下にあったB社所有のC船に約2年乗っていた。その後休暇をとり、D船、E船に26年末まで乗っていた。申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の異なる者が、昭和22年12月1日にA社において被保険者資格を取得し、23年3月1日に同資格を喪失した後、B社において同年3月1日に被保険者資格を取得し、26年12月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、海員養成所に入学する際に、上記の記録と同じ生年月日で届け出ていたと供述している。

さらに、申立期間後の申立人のB社に係る船員保険被保険者名簿においては、上記の生年月日から本来の生年月日に訂正されていることが確認できることから、上記の被保険者台帳の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和22年12月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、23年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行い、B社の事業主は、申立人が同年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、26年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿の記録から、昭和22年12月から23年4月までは1,400円、同年5月から同年12月までは1,800円、24年1月から同年3月までは3,000円、同年4月及び同年5月は3,300円、同年6月及び同年7月は3,500円、同年8月から25年8月までは4,500円、同年9月から26年6月までは5,000円、同年7月から同年11月までは9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月25日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社して以来、一貫して同社に勤務していたにもかかわらず、転勤時期に当たる47年3月25日から同年4月1日までの期間の年金記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された人事記録及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年3月25日に同社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和47年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年3月18日から28年4月1日までの期間について、事業主は、申立人が27年3月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社C支店における、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月18日から28年6月1日まで

私は、A社に昭和25年4月1日に入社し、55年1月31日まで継続して勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、27年3月18日から28年6月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和27年3月18日から28年4月1日までについて、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が、26年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失してい

ることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人がA社に入社した時に払い出された記号番号と同一であることから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年3月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和27年3月のA社C支店の上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社が保管するA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年4月1日に同社C支店から同社本社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年6月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和37年7月30日から同年8月1日までの期間について、A社本社の事業主は、申立人が同年7月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年7月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和23年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和37年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和21年1月1日から50年5月31日まで正社員（昭和37年7月30日から50年5月31日までは役員）として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が21年2月1日となっている。また、勤務していた期間のうち、転勤に伴う23年10月1日から同年11月1日までの期間及び役員就任に伴う37年7月30日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の保管する「社員原簿」及び申立人の所持す

る「辞令」から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 23 年 10 月 1 日に同社 B 支店から同社 C 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 23 年 11 月の社会保険事務所の記録から、8,100 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 37 年 7 月 30 日に A 社 C 支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 8 月 1 日に再度、事業所名は確認できないものの被保険者資格を取得したこととなっている。

しかしながら、A 社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 37 年 7 月 30 日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 7 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人の A 社の入社日は、同社の保管する「社員原簿」から、昭和 21 年 1 月 1 日であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同じ昭和 21 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚 18 名は住所不明であり、申立人の資格取得前の保険料控除について確認することができない。

また、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 19 年 6 月 1 日に 25 名、その後、21 年 2 月 1 日に 19 名が被保険者資格を取得していることが確認できるが、その間に被保険者資格を取得している者はいないことから、事業主が一定期間まとめて厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがわれる。

さらに、A 社は、申立期間①当時の資料を保管しておらず、保険料控除

については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和58年3月22日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月22日から同年3月22日まで
私は、昭和47年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、現在まで継続して勤務しているが、A社C事業所から同社本社のD課に異動した際の58年2月22日から同年3月22日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された労働者名簿から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人がA社C事業所において、昭和58年3月22日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者資格喪失確認通知書から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月16日から同年10月1日まで
年金加入記録を確認したところ、昭和55年4月1日から現在に至るまでA社に勤務しているにもかかわらず、同社B工場から同社C工場に異動した59年9月16日から同年10月1日までの期間の記録が無い。同社での勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された駐在解任に関する伺書及び社内履歴並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和59年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和59年8月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日が昭和59年9月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年12月7日の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

ねんきん定期便が届いて記載内容を確認したが、A社で勤務していた期間である平成19年12月の賞与の記録が欠落している。賞与の明細書では厚生年金保険料が控除されているので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書並びにA社が提出した賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書から100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合（現在は、B組合）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成19年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月31日から同年9月1日まで
私は、平成19年9月1日付けで、A組合の専従から原籍に復帰したが、同組合の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月31日となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る在籍証明書、給与明細書及びA組合の社内文書により、申立人は申立期間に同組合に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年7月の社会保険事務所（当時）の記録から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成19年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 40 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 17 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、34 年間継続して勤務していた。しかし、40 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。34 年間継続した資料として、定年退職時に受領した永年勤続の感謝状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C 健康保険組合の加入記録及び申立人が所持している B 社発行の感謝状から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D 社（後に A 社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和 40 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記記録の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることから、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 40 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年11月まで

私は、昭和61年6月に会社を退職し、同年7月からアルバイトを始めた。周囲から国民年金への加入を勧められたので、区役所で加入手続きを行い、62年12月に海外留学するまで、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は区役所に加入手続きに行ったことは記憶しているものの、納付場所や納付金額についての具体的な記憶が定かではないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、同居していた申立人の母親からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせるまでの証言を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡が見当たらないことから、申立人は国民年金に加入していたとは考えにくいことに加え、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

昭和 47 年 2 月頃、私は 20 歳を過ぎたため、国民年金の加入手続を市役所で行った。その際発行されたオレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続時に昭和 47 年 2 月の 1 か月分を納付した後、同年 3 月から 49 年 3 月までの分を納付書により自ら納付した。さらに、同年 4 月から 50 年 3 月までの分については、転勤で海外在住中の父と同居するため、郵便局での口座振替により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 2 月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号が付与された前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、51 年 2 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳は 49 年 11 月以降に発行された様式のものであり、申立人にはほかの年金手帳の記憶が無いことを考え合わせると、申立人が主張するように 47 年 2 月頃に国民年金に加入の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、推認される申立人の国民年金の加入手続時点では、申立期間のうち昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、過年度納付が可能であるが、申立人には当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いことに加え、申立人は、申立期間のうち 49 年 4 月から 50 年 3 月までについては、口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当該期間当時に居住していたとする市において、口座振替による保険料の納付

が可能となったのは、53年4月以降であることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和47年2月から48年12月までの国民年金保険料については、51年2月と推認できる加入手続時期からみて、時効により納付することができないことから、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、海外在住期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年2月まで

私の父親は、新聞やテレビで20歳到達時の国民年金加入を呼び掛ける報道を見たことをきっかけに、時期は憶えていないが、私が20歳になった後、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、町役場から送付されてきた納付書により父親が、郵便局又は金融機関で納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった後、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親から聴取しても、加入手続の時期についての記憶は定かではなく、当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成6年1月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一地域に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間直後の平成4年3月から6年3月までの国民年金保険料は同年4月に納付されていることが確認できることから、申立人は同年1月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後、保険料を遡って納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の姉及び兄についても、20歳到達直後の国民年金加入期間の国民年金保険料は未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで

私の父親は、新聞やテレビで 20 歳到達時の国民年金加入を呼び掛ける報道を見たことをきっかけに、私が 20 歳になった昭和 61 年*月頃、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、町役場から送付されてきた納付書により父親が郵便局で納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳になった昭和 61 年*月頃、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付について直接関与していない上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成 6 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一地域に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の弟及び妹についても 20 歳到達直後の国民年金加入期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、20 歳になったとき、学生だったので国民年金に加入していなかったが、昭和 63 年 4 月に就職して、国民年金保険料を納付することができる収入を得るようになったので、市役所で加入手続を行い、学生時代の保険料を遡ってまとめて納付した。同市役所でまとめて納付した学生時代の保険料の金額は、高額だったのではっきりと憶えており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月に就職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べている。しかし、申立人は、申立期間当時学生で、国民年金に加入するには、制度上任意加入することになるが、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、63 年 4 月 1 日と記載され、オンライン記録でも、同年同月より前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、同期間は未加入期間で、保険料を遡って納付することのできない期間であることに加え、同期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されるほかないが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したのは一度だけであり、その保険料額は高額だったと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月に払い出されており、申立人は、同払出時点で、既に納付すべき時期の到来していた昭和 63

年4月から平成元年1月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張する保険料額は、現に、納付済みとされている当該期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額と概ね一致することから、申立人が遡ってまとめて納付したとする保険料は、当該期間の保険料であると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年9月までの期間及び4年3月から5年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年9月まで
② 平成4年3月から5年5月まで

私は、海外から帰国した平成元年1月頃に、父親から、国民年金の加入を勧められたため、区役所で、国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が、郵便局へ行き、納付書で毎月納付した。

また、私は、会社を退職後すぐの平成4年3月に、区役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間②の国民年金保険料についても、私が、郵便局へ行き、納付書で毎月納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外から帰国した平成元年1月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年8月頃に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、会社を退職後すぐの平成4年3月に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、同年同月の国民年金の被保険者資格取得の記録は、7年8月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、4年3月に、厚生年金保

険から国民年金への切替手続を行っていたとは考えにくい。

さらに、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかつた上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成 2 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成 2 年 10 月まで
昭和 57 年 1 月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、毎月、自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していたと聞いている。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、加入手続を行った時期や場所についての記憶が定かではない上、加入手続時に年金手帳も交付されなかったとしているなど、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成 2 年 7 月から同年 10 月頃までの間であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時点では、申立期間の国民年金保険料は遡って納付することとなるが、申立人の母親は、保険料を遡って納付したことはないとしていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5190

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成9年1月まで

私は、昭和60年5月頃に、区役所で転入手続を行った際に、国民年金の加入手続を行った。

その後、納付書が郵送されてきたので、毎月、郵便局又は銀行で、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年5月頃に、区役所で転入手続を行った際に、国民年金の加入手続を行い、その後、納付書が郵送されてきたので、毎月、郵便局又は銀行で、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の具体的な納付場所及び納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは、平成18年5月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、141か月に及び、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住しており、同一の行政機関がこれだけ長期間にわたる事務処理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 7 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 7 年 5 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に、マンションを購入し、転居した。

その後、突然、区役所から、自宅に集金人が訪ねて来て、それまでの期間の国民年金保険料を納付すれば、今までの分、国民年金に加入していたことになると言われた。

その金額が大きなものであったため納付することができない旨を伝えると、それから後の国民年金保険料を月々納付するように言われ、その後の保険料を定期的に、集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した後の昭和 62 年 9 月以降、申立期間の国民年金保険料を、定期的に、集金人に納付していたと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していた区を管轄する市では、保険料の集金業務を行っていなかったことが確認できるため、申立人は、当該期間の保険料を、集金人に納付することはできなかったことに加え、申立人が、その集金人に納付していたとする保険料月額と当該期間の実際の月々の保険料額は相違している。

また、申立人は、転居した頃から、集金人が、自宅を訪問するようになったとしているが、申立人は、申立期間の始期を、転居した時期の数か月後である昭和 62 年 9 月に設定しているものの、その時点を始期として設定した理由が曖昧である。

さらに、申立人は、平成 7 年 6 月に、厚生年金保険に加入した際に、社会保険事務所（当時）の職員から、「60 歳まで年金を掛ければ、受給できる。」と聞いたにもかかわらず、最近になり、「期間が不足しているため、

65 歳まで厚生年金保険に加入しなければならない。」と言われたとしており、そのことを根拠に、その差に相当する期間の国民年金保険料の納付記録が消滅したとして、当委員会に申し立てているが、仮に、そのような内容を根拠として申し立てるのであれば、申立期間は、その差に相当する期間である 60 か月となるはずであるが、申立人は、その差に相当する期間をはるかに超える 93 か月を申し立てているなど、申立人の主張及び申立期間の設定が不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 8 月までの期間、55 年 12 月から 56 年 6 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 8 月まで
② 昭和 55 年 12 月から 56 年 6 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①について、私たち夫婦は、当時海外に住んでいたが、私の夫の母親が病気のため、昭和 54 年 7 月 29 日に一時帰国し、その翌日に夫と一緒に区役所に行き、住民登録の手続きを行い、併せて夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続きを行った。その後、夫が区役所か郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間②について、私たち夫婦は、昭和 55 年 12 月 7 日に海外から帰国し、その翌日に区役所で住民登録の手続きを行い、併せて夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続きを行った。その後、夫が厚生年金保険に加入するまで、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間③について、私の夫が会社を退職した後の昭和 57 年 4 月頃、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、夫が厚生年金保険に加入するまで、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私たち夫婦が昭和 58 年 4 月に転居したこと、及び 61 年 1 月に 2 冊あった年金手帳が 1 冊回収されたことにより、それまでの記録が消えてしまった。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和 54 年 7 月 29 日及び 55 年 12 月 7 日に海外から帰国した翌日にそれぞれ国民年金の加入手続きを行ったと述べており、申立期間③についても、その夫が会社退職後の 57 年 4 月頃、そ

の夫が、同手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、61年2月頃と推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

また、申立人夫婦が昭和58年4月に転居したこと、及び61年1月に2冊あった年金手帳のうち1冊が回収されたことにより、それまでの記録が消えてしまったと述べているが、仮に、転居や年金手帳の回収がされるようなことがあったとしても、それによって、申立人の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録が消えることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から同年9月までの期間、47年1月から同年11月までの期間、48年12月から50年9月までの期間、54年7月から同年8月までの期間、55年12月から56年6月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から同年9月まで
② 昭和47年1月から同年11月まで
③ 昭和48年12月から50年9月まで
④ 昭和54年7月から同年8月まで
⑤ 昭和55年12月から56年6月まで
⑥ 昭和57年4月から同年9月まで

申立期間①から③までについて、市の職員であった私の父親と兄に、国民年金の加入を勧められ、同居していた私の母親が、昭和46年8月頃に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。その後も、私が厚生年金保険に加入していない期間の保険料は全て母親が納付してくれていた。国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた母親が既に他界しているため詳細は分からない。

申立期間④について、私たち夫婦は、当時海外に住んでいたが、私の母親が病気のため、昭和54年7月29日に一時帰国し、その翌日に妻と一緒に区役所に行き、住民登録の手続を行い、併せて夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その後、私が区役所か郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間⑤について、私たち夫婦は、昭和55年12月7日に海外から帰国し、その翌日に区役所で、住民登録の手続を行い、併せて夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その後、私が厚生年金保険に加入するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間⑥について、私が会社を退職した後の昭和 57 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行った。その後、私が厚生年金保険に加入するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私たち夫婦が昭和 58 年 4 月に転居したこと、及び 61 年 1 月に 2 冊あった年金手帳のうち 1 冊が回収されたことにより、それまでの記録が消えてしまった。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 46 年 8 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その後も、その母親及び申立人自身が申立期間の国民年金の加入手続をそれぞれ行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、61 年 2 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

また、申立人夫婦が昭和 58 年 4 月に転居したこと、及び 61 年 1 月に 2 冊あった年金手帳のうち 1 冊が回収されたことにより、それまでの記録が消えてしまったと述べているが、仮に、転居や年金手帳の回収がされるようなことがあったとしても、それによって、申立人の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録が消えることは考え難い。

さらに、申立人は、「会社に入るときには、国民年金の喪失の手続は行わなかったが、自動的に国民年金から抜けた。」とし、国民年金保険料は、それまで途切れることなく納付したとも述べているが、申立期間当時は、被保険者から国民年金の被保険者資格の喪失の届出がない限り、国民年金に加入したままとなることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年9月までの期間及び3年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から同年9月まで
② 平成3年2月から同年3月まで

私は、平成元年6月及び3年2月に会社を退職した際、その都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、次の勤務先が決まった時期に、自宅に送付されてきた納付書により同区役所内の金融機関でそれぞれまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成元年6月及び3年2月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出簿によると申立人の手帳記号番号は7年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年6月頃に、申立期間①及び②の加入記録が遡って記載されていることが確認できることから、申立人の主張は、申立期間とは異なる時期の同年4月及び8年6月に申立内容とは異なる別の会社を退職した際に、切替手続きを行い、保険料が納付済みとなっている7年4月から同年6月までの期間及び8年6月から9年3月までの期間の保険料をそれぞれ納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間①及び②

の保険料を実際に納付した場合の金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 8 月までの期間、同年 11 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 41 年 8 月まで
② 昭和 41 年 11 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、当初国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を遡って納付できる制度があると知った母親が、私の将来のことを考え、私の国民年金の加入手続を昭和 53 年 9 月頃に行ってくれた。

国民年金保険料については、母親が加入手続を行った際、かなりの金額を納付したと聞いている。

母親が、私や姉たちに、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付して安心したと言っていたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その実姉及び義姉と連番で払い出されており、国民年金への加入が任意である申立人の実姉及び義姉の被保険者資格取得日などから、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 53 年 9 月 29 日から同年 10 月 3 日までの間と推認でき、特殊台帳の記録から、申立人については、同年同月及び 54 年 7 月に計 21 か月分の国民年金保険料が

過年度納付された後、55年6月に12か月分の保険料が特例納付されていることが確認できる。しかし、これらの納付は、加入手続時点で、申立人は37歳を過ぎており、60歳到達時まで欠かさず保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格を得るために必要な25年間（300か月間）の保険料納付済月数を満たすことができないことから、受給資格を得るために必要な納付月数を考慮して、遡って保険料を納付したものと考えられることに加え、12か月分の保険料が特例納付された55年6月の時点では、その母親は既に他界しており、この特例納付に関与していないことを踏まえると、その母親が特例納付により申立期間の保険料を遡って納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の母親から、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことを聞いていたとする申立人の実姉及び義姉からも、申立人の母親が申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせるまでの証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 1 月まで

昭和 43 年 2 月に転居した際、私は国民年金に加入しようと区役所の支所に行ったが、サラリーマンの妻は加入する資格は無いと言われた。しかし、数箇月後、やはり加入したいと思い、同支所で国民年金の加入手続を行った。その際発行された年金手帳は別にあったと思うが、現在は黄土色の手帳を 1 冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、保険料の月額及び納付頻度は記憶に無いが、私が納付書により金融機関で納付していた。60 歳のときには 25 年間の受給資格があると社会保険事務所（当時）の人に言われたことを記憶しており、加入してから 60 歳まで 25 年間保険料を納付し、60 歳からは年金額を増やすために、任意加入するとともに、付加保険料も含めて 65 歳まで納付してきた。申立期間が未加入であり、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 2 月に転居した数箇月後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録、市の被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳のいずれにおいても、48 年 2 月 21 日に国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、その妻である申立人は、国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、制度上、任意加入の場合、国民年金の加入手続を行った昭和 48 年 2 月より前に遡って被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできない上、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の

国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当時同一市内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められない。

さらに、申立人はもう1冊あったと思うとしている国民年金手帳についての具体的な記憶が曖昧であるなど、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5197

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から同年11月まで

私は、平成13年12月に同年9月から勤めていた会社を辞め、次の会社に就職した後、国民年金の加入手続については分からないが、国民年金の加入勧奨状のようなものと国民年金保険料の納付書が届き、2、3回目に通知と納付書が送付されてきた後、妻が、納付可能期限間近の時期に、私の納付書を持って、銀行で申立期間の保険料をまとめて納付した。

私は、妻が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、当該期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の当該期間の加入手続等を行ったとするその妻は、加入手続等について憶^{おぼ}えていないと述べるなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について不明である。

また、オンライン記録によると、平成16年10月に、申立期間について、一度、国民年金の強制加入期間として被保険者資格記録が追加処理されており、その時点までは、国民年金の被保険者資格が無かったため、納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することができなかつた上、その時点以降においては、申立期間は時効によって保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から6年3月まで

私は、20歳になった平成4年は浪人生であったが、同年*月に、母親から、「浪人生であっても、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行うことができると区役所の職員に言われたので、加入手続及び免除の申請手続を行った。」と言われたことを鮮明に記憶しており、申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年*月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び免除の申請手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除の申請手続を行ったとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び免除の申請状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の第3号被保険者の手続処理日により、平成7年3月頃であることが推認できることから、当該加入手続時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料の免除の申請をすることができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5199

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月まで

私は、昭和 47 年 9 月頃、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

私は、厚生年金保険に加入中も国民年金に加入しなければいけないと思い、引き続き銀行の預金口座から口座振替で、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に厚生年金保険に加入した後も、引き続き国民年金に加入し、国民年金保険料及び付加保険料を銀行の預金口座から口座振替で納付していたとしているが、申立人が保険料の口座振替をしていたとする銀行から取引記録は確認できず、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、特殊台帳によると、申立人に対して、昭和 55 年 6 月の国民年金保険料及び付加保険料が、同年 11 月に還付されていることが確認できることから、同年 6 月までの保険料は納付されていたものの、その後の保険料は納付されていなかったと考えられる上、申立期間中、付加保険料を含めて納付していた場合、行われるはずのない同保険料を納付する旨の申出が申立期間後の 58 年 7 月 25 日に行われている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年12月まで

私は、国民年金の加入手続について、いつ、どこで行ったかは定かではないが、申立期間の国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を納付書により金融機関で納付していたことをはっきり憶えている。申立期間のうち、昭和45年11月から50年3月までの期間が未加入で保険料を納付していないとされていること、及び同年4月から同年12月までの期間の保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った後、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、具体的な加入手続の時期、場所等についての記憶が定かではなく、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の記録から、昭和51年1月と推認できることから、その時点で申立期間のうち、申立期間当時、国民年金の強制加入期間であった45年11月から48年9月までの保険料は、時効により納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたと述べており、過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶も無いとしていることから、申立人は昭和51年1月に加入手続を行った後、納付済みとされている同年同月以降の保険料を納付したとするのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたと主張しているが、申立人の年金手帳及び被保険者台帳に、申立人が付加保険料の納付の申出を行った形跡は認められない。

その上、申立人が付加保険料を含めた申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 39 年 7 月より後に、時期は分からないが、その当時同居していた義姉が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、義姉が、3 か月ごとに、集金人に国民年金保険料を納付していたことを憶^{おぼ}えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 39 年 7 月より後に、時期は分からないが、その当時同居していたその義姉が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、3 か月ごとに、集金人に国民年金保険料を納付していたことを憶^{おぼ}えていることから、申立期間の保険料も納付しているはずであると主張しているが、申立人が初めて所持したとする国民年金手帳は、40 年 6 月に発行されていること、及び同年 4 月から同年 9 月までの保険料が、同年 8 月に収納されていることが、その手帳に押されている検認印により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年 6 月から同年 8 月頃までの間に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間の保険料は遡って納付することとなるが、申立人の保険料を納付したとするその義姉は、保険料を遡って納付したことはないとしていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間から申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一の区に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から44年9月までの期間及び45年1月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から44年9月まで
② 昭和45年1月から46年9月まで

私が20歳になった頃、私の父親が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時、実家に家政婦が来ており、その家政婦の保険料についても、私の父親が納付していたと聞いていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き等を行ったとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の国民年金保険料の納付記録から、昭和48年4月から49年9月までの間と推認され、当該加入手続き時点まで、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、申立期間①及び②から加入手続き時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 56 年 3 月まで

私は、叔母が経営する店で 19 歳から住み込みで働き始めたので、叔母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思っていた。しかし、叔母が保険料を納付し始めたのは、私が 30 歳になったときからであり、これより前の申立期間については、私の自己管理で保険料を納付していた期間だと言われた。そうすると、私が保険料を納付していたと思うが、私はどのように加入手続きを行い、保険料を納付していたのかについての記憶が無い。

そもそも、申立期間が約 10 年間も何の連絡も無く、未納のまま放置されているのは、私の国民年金の記録管理が適切になされていなかったように思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その叔母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、20 歳から国民年金保険料を納付してくれていたと思っていたが、その叔母から保険料の納付を始めたのは申立人が 30 歳になってからと言われたので、申立人自身が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたのではないかと述べるなど、申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 46 年 5 月を申立期間の始期としており、確かに、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は、「昭和 46 年 5 月 4 日」とされ、申立人の年金手帳にも国民年金について「初めて被保険者となった日」として同じ日付が記載されている。しかし、この日付は、加入手続き日に関係なく、

強制加入期間の初日まで遡るとされていることから、国民年金の加入手続日及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期などから、昭和 56 年 8 月頃と推認できる。その時点では、申立期間の過半の国民年金保険料については、時効により納付することができず、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同一区内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。これらのことから、申立人は、申立期間当時においては、国民年金に加入しておらず、加入手続を行ったと推認できる 56 年 8 月頃から、同年 4 月に遡って保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 38 年 2 月まで

私は、昭和 36 年 9 月に、妻が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと妻から聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、納付金額は分からないが、半年に一度ぐらい妻が市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 9 月に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその妻は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、卒業後、1年間働いた会社を退職し、次の正社員の仕事を探しながらパートとして働いていた。そのとき、社会保険のことが気になり、市役所に問い合わせをしたところ、国民年金は20歳からと聞いたので、誕生月より前に加入手続を行った。

20歳になると納付書が送られてきたので、毎月5、6千円の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の領収書を18枚保管していたが、平成14年に「基礎年金番号で管理されている年金加入記録」という書類が、社会保険業務センター（当時）から届き、その記録は、私の記憶及び年金手帳の記録とも合致しており、そのとき安心して当該期間の領収書だけ廃棄してしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる前に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者の資格記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成4年2月頃と推認され、申立内容と一致しない。

また、平成4年2月時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、郵送されてきた「基礎年金番号で管理されている年金

加入記録」に、昭和 59 年 10 月 26 日から 61 年 4 月 1 日までの記録が記載されており、年金手帳の記録とも合致しているため、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って記載されることから、加入手続日及び保険料の納付の始期を特定するものではないことに加え、オンライン記録によると、推認される申立人の国民年金の加入手続時期の後である平成 4 年 3 月に、申立期間に係る国民年金の被保険者資格記録の追加処理が行われていることから、その時点まで当該期間は、未届けによる未加入期間であり、当該期間当時、保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5206

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 49 年 12 月に勤務先を退職し、被用者年金の被保険者でなくなったことから、50 年 1 月頃に市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。申立期間については、当初、免除の申請手続を行ったことにより、前後の期間を含め申請免除期間となっていたが、58 年頃までに、私が、申立期間の前後の期間も含め、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に追納によりまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされていない上、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を、前後の期間を含め追納によりまとめて納付したと主張しているが、申立人が当委員会に提出した昭和 54 年分から 57 年分の自身の確定申告書（控）に記載された保険料額は、申立人とその妻のオンライン記録に基づいて計算した保険料額とほとんど一致することから、申立期間の保険料を納付したと推認することはできない。

また、申立人は、申請免除期間となっていた申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に、前後の期間を含め追納によりまとめて納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳及び申立人夫婦が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、申立期間の前後の期間の保険料について、昭和 57 年 12 月に追納により納付していることが確認できるものの、申立期間は未納期間であり、当初から申請免除期間であった形跡はうかがえない上、申立人は、追納によりまとめて納付したのは 1 回だけであるとしていることから、前後の期間の保険料を納付した時

点において、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒にまとめて納付したと主張しているが、その妻についても、申立期間の保険料が申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5207

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月まで

私の夫は、昭和 49 年 12 月に勤務先を退職し、被用者年金の被保険者でなくなったことから、50 年 1 月頃に市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。申立期間については、当初、免除の申請を行ったことにより、前後の期間を含め申請免除期間となっていたが、58 年頃までに、夫が、申立期間の前後の期間も含め、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に追納によりまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされていない上、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を、前後の期間を含め追納によりまとめて納付したと主張しているが、申立人が当委員会に提出した昭和 54 年分から 57 年分のその夫の確定申告書（控）に記載された保険料額は、申立人とその夫のオンライン記録に基づいて計算した保険料額とほとんど一致することから、申立期間の保険料を納付したと推認することはできない。

また、申立人は、申請免除期間となっていた申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に、前後の期間を含め追納によりまとめて納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳及び申立人夫婦が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、申立期間の前後の期間の保険料について、昭和 57 年 12 月に追納により納付していることが確認できるものの、申立期間は未納期間であり、当初から申請免除期間であった形跡はうかがえない上、その夫は、追納によりまとめて納付したのは 1 回のみであるとしていることから、前後の期間の保険料を納付した時

点において、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒にまとめて納付したと主張しているが、その夫についても、申立期間の保険料が申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、いつ、どこで行ったか、はっきり憶^{おぼ}えていないが、自分で、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、集金に来ていた婦人会の役員の女性に納付していたが、面倒だからと言って、国民年金手帳に検認印は押してくれなかったことを憶^{おぼ}えている。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつ、どこで行ったか、はっきり憶^{おぼ}えていないが、自分で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金に来ていた婦人会の役員の女性に納付していたと主張しているが、申立人は、昭和 35 年 11 月に国民年金の被保険者資格を取得し、36 年 4 月に被保険者資格を喪失した後に、再び被保険者資格を取得したのは、41 年 4 月であることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、その当時、集金人が、申立人の所へ集金に来ていたとは考え難い。

また、申立人は、集金人が国民年金保険料を収納したにもかかわらず、国民年金手帳に検認印を押さなかったと述べているが、現年度に納付されている昭和 41 年 12 月から 43 年 3 月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には、検認印が漏れなく押されており、集金人が保険料を収納しておきながら、検認印を押さなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの期間及び46年2月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から44年3月まで
② 昭和46年2月から50年3月まで

私は、25歳の誕生日に、母親から「今までの分は遡ってまとめて払っておいたので、これからは自分で払うように。」と言われ、私の年金手帳を渡された。その後、私が、口座振替で納付するようになるまでの2、3年間、銀行で毎月、納付書により国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の25歳の誕生日に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、遡って国民年金保険料を納付してくれた旨を聞いた記憶があるため、今回の申立てを行ったと述べているが、その母親は、申立人が20歳になったときに申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付したことは無いと述べているなど、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和52年3月であると推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにく

く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、25歳の誕生日にその母親から渡された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳1冊のみであるとしているが、同色の年金手帳は、昭和49年11月以降、順次使用が開始されたものであり、申立人が25歳になった46年には使用されていない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、30歳代前半ぐらいに、母親に勧められたこともあり、将来のことを考えて国民年金に加入し、国民年金制度が開始された昭和36年4月まで遡って未納が無いように国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料の納付に際しては、母親と兄に同行してもらい、近くの信用金庫で納付した。母親と兄は他界し証言を得ることができない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳代前半ぐらいにその母親から国民年金の加入を勧められ、国民年金制度開始の昭和36年4月まで遡って保険料をまとめて納付したと主張している。しかし、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは50年2月と推認でき、申立内容と一致しない上、申立人は納付場所については記憶しているものの、納付金額など具体的な記憶が定かではなく、申立人の保険料納付に同行したとする申立人の母親と兄は共に他界しており、証言を得ることができないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年2月は、第2回特例納付の実施期間中であり、特殊台帳の記録から、過年度納付及び特例納付により、44年1月まで遡って国民年金保険料を納付していることが確認できる。しかし、これらの納付は、加入手続時点で、申立人は39歳を過ぎており、60歳到達時まで欠かさず保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格を得るために必要な25年間（300か月間）の保険料納付済月数を

満たすことができないことから、受給資格を得るために必要な保険料納付済月数を考慮して、遡って保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで

私の母親は、昭和 40 年 9 月頃から、国民年金保険料の納付を行った。母親は、45 年頃に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を、特例納付により一括で納付できることを知り、12 万円から 13 万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付により一括で納付したと主張しているが、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人自身は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、昭和 44 年 11 月に申立人に国民年金手帳が交付されていることが確認できる申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、資格取得日は 42 年 4 月 1 日と記載されており、平成 21 年 7 月に、申立人の別の国民年金手帳記号番号の記録が統合されるまでは、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳では、昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料について、特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるが、申立人は、これらの納付を行うことにより 60 歳到達時点まで保険料を納付した場合、年金受給権を取得することから、当

時、申立人は、年金受給権の取得を目的として当該期間についてのみ特例納付を行ったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 11 日から 62 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 1 月 14 日まで A 社 B 支店で勤務し、C 業務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

この期間において、退職した覚えも無く、一貫して A 社 B 支店に在籍していた。他店も手伝ったりし、継続して正社員として勤務形態も変わらず勤務していた。

厚生年金保険料の控除も行われていたはずであるので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、A 社 B 支店に勤務していたことは、当時、同社 B 支店に勤務していた同僚の証言により推認できる。

しかし、申立人の当該期間における雇用保険の記録は、厚生年金保険被保険者期間と一致しており、これについて A 社の当時の社会保険担当者は、厚生年金保険と雇用保険の手続は、同時に行っていたと述べているところ、同社 B 支店に勤務していた複数の同僚の雇用保険の記録は、厚生年金保険被保険者記録の期間と一致していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険の手帳記号番号は、当時、A 社での昭和 61 年 10 月 1 日の資格取得時と 62 年 10 月 1 日の再取得時とは別の番号となっていることが確認できるところ、前述の社会保険担当者は、在職中にそれまで使用していた番号ではなく、新たな番号を取得するという事は、何らかの理由により一旦先に取得した資格を喪失したからではないかと思われると述べている。

さらに、A社には当時の人事記録及び給与関係書類は現存していないことから、申立人の在職並びに厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失について確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5142 (事案 73 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から54年8月1日まで
厚生年金保険の期間照会の回答によると、昭和52年7月1日から54年8月1日までの期間の標準報酬月額が極端に低くなっている。この期間の会社経営は順調であり、役員報酬が減額になる要素は無い。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、申立人は、申立内容を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、同社は既に解散していることから申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できないこと、申立期間において標準報酬月額の随時改定及び定時決定が行われており、社会保険事務所(当時)が申立人の被保険者記録を数度にわたり、誤って記録するとは考え難い上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において不合理な処理が行われた形跡は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月20日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を示す新たな資料等を提出しておらず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 5 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 30 日から同年 12 月 4 日まで

私は、昭和 14 年 4 月 1 日に A 社に入社し、その後 B 社(現在は、F 社)に社名変更された。途中陸軍に入営したが、除隊後も継続して同社に勤務し 20 年 12 月 3 日に退職した。年金記録を確認したところ、同社 C 工場に勤務していた 18 年 5 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間及び同社 D 工場に勤務していた 20 年 9 月 30 日から同年 12 月 4 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社を退職後に就職した E 社の人事記録から、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

申立期間①について、当該期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、自ら、技術員として H 研究をしていたと述べていることから、B 社においては、申立人を筋肉労働者として扱っていなかったと考えられる。なお、申立期間のうち 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

また、申立人は、B 社 C 工場における同僚の名前を覚えていないことから、同社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における保険料控除を

うかがうことができる供述を得ることができなかった。

さらに、F社は当時の資料は保管されておらず不明であるとしている上、G健康保険組合も、資料は保管されておらず不明であるとしている。

申立期間②について、申立人はB社D工場における同僚の名前を覚えていないことから、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における保険料控除をうかがうことができる供述を得ることができなかった。

また、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間において申立人の氏名は確認できない上、昭和20年9月30日に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

さらに、F社は当時の資料は保管されておらず不明であるとしている上、G健康保険組合は、資料は保管されておらず不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年7月17日まで
私は、昭和43年5月1日から44年7月17日までA社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、同年1月1日から同年3月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。また、同年3月から同年7月までの期間が国民年金となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚からは、「申立人の退職時期は分からないが、A社に勤務していた。」との供述しか得られず、申立人の申立期間に係る勤務について証言が得られない。

また、雇用保険の記録及びオンライン記録により、申立人のA社における離職日は昭和43年12月31日、厚生年金保険の資格喪失日は当該離職日の翌日となる44年1月1日となっており、これらの記録は合致していることが確認できるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について、資格喪失日同年1月1日、健康保険被保険者証の返納日同年1月9日と記載されているところ、申立人は、「A社の退職時に健康保険被保険者証を返した。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち昭和44年3月1日から同年7月17日までの期間には、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年から 43 年まで
② 昭和 46 年 1 月から 48 年 1 月まで
③ 昭和 50 年から 53 年まで
④ 昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、正社員の I 職として、申立期間①及び④は A 社（現在は、B 社）に、申立期間②は C 社（現在は、D 社）に、申立期間③は E 社（現在は、F 社）に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、これら申立期間に係る被保険者記録が無い。調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の社会保険担当者が、「申立人は、当該期間当時、A 社に勤務していた記録が有る。」旨の証言をしていることから、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、当該期間には、G 社における厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

また、上記の B 社の担当者は、「当該期間当時、申立人は非常勤職員であり、勤務日数も月に 4 日から 5 日程度であることから、厚生年金保険に加入させなかったと思われる。」旨の証言をしている。

さらに、B 社は、当該期間当時の人事記録、給与関係書類、源泉徴収簿等を保管していないと回答している。

加えて、A 社に係る当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号は連番であり欠番は無い。

申立期間②について、D 社の社会保険担当者が、「申立人は H 社から派遣され、昭和 46 年 10 月頃から 47 年 1 月頃までの期間は常勤として勤務し、それ以降の 1 年間は、1 週間程度の日程で、数回勤務した。当時、C

社では、短期派遣の非常勤の I 職は厚生年金保険の被保険者としなかった。」と証言をしている。

また、H社人事課では、「申立人は、当該期間は大学院生であったことから、H社では申立人を厚生年金保険に加入させていない。派遣先で加入させていたかは分からない。」と証言をしている。

さらに、C社に係る当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号も連番であり欠番は無い。

申立期間③について、F社の社会保険担当者が、「申立人は、当該期間当時、E社に勤務していた記録が有る。」と証言をしていることから、申立人が当該期間においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記のF社の担当者は、「申立人は、H社から派遣された非常勤の I 職であるが、当時の人事記録等の資料は保管していないため、申立人の厚生年金保険加入は不明である。」旨の証言をしている。

また、H社人事課では、「申立人は、当該期間は研究生待遇であったことから、H社では申立人を厚生年金保険に加入させていない。派遣先のE社で加入させていたかは分からない。」旨の証言をしている。

さらに、E社に係る当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号も連番であり欠番は無い。

申立期間④について、申立人から提出されたB社が発行した在職証明書により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の社会保険担当者は、「申立人は、当該期間当時、A社グループへ加盟予定の会社の社長となる予定であり、当該会社の開設準備に携わっていたため、A社においては非常勤勤務であったことから、厚生年金保険に加入させなかったと思われる。」旨の証言をしている。

また、B社は、当該期間当時の人事記録、給与関係書類、源泉徴収簿等を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないほか、当時の人事担当者は既に退職しており、当時の状況に関する証言を得ることができない。

さらに、A社に係る当該期間の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号は連番であり欠番は無い。

申立期間①から④までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年頃まで

私は、中学校を卒業し、担任の先生の紹介でA社に昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年頃まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間は、会社が厚生年金保険の適用事業所となっていないため、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と回答している。

さらに、A社の新規適用日に被保険者資格を取得しており、かつ、申立期間に在籍していたと証言する同僚は、「同社は入社当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、数年後から全社員が厚生年金保険に加入することができたと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月22日から37年2月25日まで
② 昭和37年3月30日から40年3月30日まで
③ 昭和41年3月11日から同年12月9日まで
④ 昭和42年4月21日から同年12月23日まで

私がA社、B社及びC社に勤務していた期間のうち、一部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、同僚調査からも証言を得ることができない上、A社は既に解散し、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が昭和36年6月1日に被保険者資格を取得し、同年8月22日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間①におけるA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人はB社に継続して勤務していたとしているが、同社は既に解散している上、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、当時の事業主も既に死亡しており、同僚調査からも証言を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認

できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が昭和37年3月5日に被保険者資格を取得し、同年3月30日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間②におけるB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人はC社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、C社が保管する申立人の退職届により、申立人は、昭和41年3月11日付けで同社を退職していることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和40年4月10日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年3月11日に同資格を喪失した後、再度同年12月9日に同社の被保険者資格を取得し、42年4月21日に同資格を喪失した記録が確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間③における同僚調査からも証言を得ることができない上、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、申立人はC社に継続して勤務していたと述べている。しかし、同社が保管する申立人の退職届により、申立人は、昭和42年4月21日付けで同社を退職していることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人は昭和41年12月9日に、再度同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年4月21日に同資格を喪失した後、同年12月23日に3度目の同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年11月12日に同資格を喪失した記録が確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間④における同僚調査からも証言を得ることができない上、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 5 日から 38 年 10 月 3 日まで
② 昭和 38 年 11 月 20 日から 40 年 1 月 25 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、両事業所に勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶しているものの、オンライン記録において、当該事業主を特定することができない上、同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間はB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、当該期間のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号も欠番が無いことが確認できる。

また、B社の同僚から、申立人の同社での勤務について証言が得られない上、同社の元社会保険事務担当者は、「当時は、希望者のみ社会保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、B社は既に解散しており、事業主の連絡先が不明であることか

ら、照会を行うことができない。

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで
私の年金手帳に、厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」が昭和 53 年 4 月 1 日で、国民年金に加入した日は 56 年 1 月 1 日と記載してある。このことから、国民年金に加入した同年 1 月 1 日までは厚生年金保険の加入記録があるはずである。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月 30 日までA社に勤務しており、翌日は年末の休日であったので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 56 年 1 月 1 日であると主張している。

しかしながら、A社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書（事業主控）には、離職等年月日欄に昭和 55 年 12 月 30 日と記載され、被保険者確認印欄に申立人の押印が確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 55 年 12 月 31 日となっており、雇用保険の記録と符合している。

さらに、事業主は、上記の被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から判断して、申立期間について、厚生年金保険料を控除していないものと考えたと述べている。

加えて、A社において、被保険者資格を喪失した従業員 257 名のうち、年末年始の喪失日についてオンライン記録により確認したところ、資格喪失日が 12 月 31 日の者が 5 名いるが、1 月 1 日の者は確認できない。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 20 日から同年 10 月頃まで
私は、昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 10 月頃まで A 社に事務職として勤務していた。年金記録を見ると、同年 1 月 20 日から同年 10 月頃までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同年 11 月に結婚する直前まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 11 月に結婚する直前の同年 10 月頃まで A 社に勤務し、家計を支えていたと主張している。

しかし、申立期間当時の事業主及び A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある同僚は、死亡又は所在不明である上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日は昭和 21 年 1 月 20 日と記録されており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立人同様、A 社において昭和 20 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、数箇月後に同資格を喪失している同僚が散見され、それらの者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、A 社から、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社で昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 31 日までB職をしながら、繁忙期はC職の仕事をしてきたが、ねんきん定期便によると、同年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は昭和 63 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人はA社でモデルの仕事をしたことがあるとしているが、同社の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶していない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 8 月 31 日から 10 年 1 月 1 日まで
② 平成 14 年 7 月 8 日から同年 10 月 8 日まで

私は、平成 9 年 8 月 31 日に A 社に正社員として入社したにもかかわらず、同日から 10 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成 14 年 7 月 8 日に B 社に正社員として入社したにもかかわらず、同日から同年 10 月 8 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の回答から、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、資格取得日を平成 10 年 1 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、オンライン記録における資格取得日と一致している。

また、A 社は、当時、試用期間を設けており、本採用になってから厚生年金保険に加入させたとしている。

さらに、当時、A 社に在籍していた同僚に照会したところ、申立人と同様の業務を担当したとする 1 名から、「入社当時、試用期間があり、厚生年金保険に加入していなかった。」旨の回答があった。

加えて、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も当時の賃金台帳を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社の回答から、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、資格取得日を平成14年10月8日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、当該取得日はC健康保険組合における資格取得日及びオンライン記録における資格取得日とも一致している。

また、B社の経理担当者は、当時3か月の試用期間を設けており、試用期間終了後に厚生年金保険に加入させた旨を証言している。

さらに、B社が保管する健康保険・厚生年金天引き保険料一覧表には、申立人について、「平成14年11月に支払う給料より、保険料を天引きして下さい。天引月翌月」と記載されている。なお、当該一覧表は、同社が委託している社会保険労務士事務所が作成したものである。

加えて、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も当時の賃金台帳を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月11日から26年5月1日まで
私は、昭和23年にA社B事業所に入社し、その後同社で正社員となったが、同じビルのフロアーにあったC社D事業所へ入社し、平成4年1月末まで勤務していた。A社とC社は創業者が同一人物であることから、厚生年金保険に加入していない時期があることは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和26年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日はC社が新規適用事業所となった昭和26年5月1日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致している。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた者のC社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人の資格取得日と同日の昭和26年5月1日である。

加えて、E社（C社の継承事業所）は、「当時の資料は無く不明である。」と回答している上、A社の元事業主及び申立人が記憶する同僚2名も既に死亡しており、同社も既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから保険料控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月25日から25年2月1日まで
② 昭和26年11月21日から27年6月1日まで
③ 昭和28年3月26日から同年5月1日まで

私は、昭和23年2月16日にA社に入社し、31年11月24日まで継続して勤務していた。在職中、同社がB社になり、その後C社（現在は、D社）と会社名が変わったが途中で退職することなく勤務していた。当時の同僚を2名覚えている。私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、中抜けとなっている期間が数箇所あるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務していた事業所がA社からB社に会社名が変わったが、継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社は、昭和24年12月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は、25年2月1日に適用事業所となっていることから、当該期間のうち24年12月28日から25年1月31日までの期間は両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和24年12月25日又は同年12月28日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している被保険者は申立人が記憶する同僚を含め34名おり、うち23名が25年2月1日にB社に係る同資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚は、共に連絡先が不明のため、同僚調査が行えず、昭和24年12月25日又は同年12月28日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、25年2月1日にB社に係る同資格を取得

している者に照会したが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、A社及びB社は既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、勤務していた事業所がB社からC社に会社名が変わったが、継続して勤務していたと主張している。

しかし、B社は昭和26年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は27年6月1日に適用事業所となっていることから、当該期間は、両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和26年11月21日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している被保険者は申立人が記憶する同僚を含め31名おり、うち21名が27年6月1日にC社に係る同資格を取得している。

さらに、申立人が記憶する同僚は、共に連絡先が不明のため、同僚調査が行えず、昭和26年11月21日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し27年6月1日にC社に係る同資格を取得している者に照会したが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、B社及びC社の事業主は死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当時の業務内容など具体的に述べていることから、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和28年3月26日に喪失し、同年5月1日に同資格を取得している者は申立人が記憶する同僚を含め36人おり、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない被保険者が多数見受けられる。

また、申立人が記憶する同僚は共に連絡先が不明のため、同僚調査が行えず、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和28年3月26日に喪失し、同年5月1日に同資格を取得している者に照会したが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、C社の当時の事業主は死亡しているため、当時の状況が確認できない上、D社は、当時の資料が無く不明としており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年4月1日から20年1月12日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和20年1月12日から25年3月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していることから、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から25年3月31日まで

私は、A社B工場及び同社C工場に昭和19年4月1日から25年3月31日まで勤務していたが、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の旧姓と同姓で名が1字異なり、生年月日が1年相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和20年1月12日資格取得、25年3月30日資格喪失）が確認でき、この記録は申立人の記録と考えられるところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、同社の被保険者資格を喪失した翌日の25年3月31日に当該期間の脱退手当金を支給決定していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月12日から25年3月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち昭和19年4月1日から20年1月12日までの期間について、申立人が勤務していたと主張しているA社B工場は厚生年金

保険の適用事業所になっておらず、申立人が記憶する所在地を管轄する法務局において同社の商業登記の記録も確認できない上、同社を承継したD社は、申立人が勤務していたかは不明と回答しているため、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間の期間については、女子が厚生年金保険法の適用範囲となったのは、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行された同年6月1日以降であり、かつ、同年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われていない期間である。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月20日から46年1月30日まで
私は、A社に昭和41年9月に入社し、44年2月1日にB社（現在は、C社）に移った以降も平成5年12月16日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。転勤も無くずっと同社D営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち昭和45年3月20日から同年7月21日までの期間及び46年1月5日から同年1月30日までの期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、資格取得日が昭和44年2月1日と記載されているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（副）の欄外に「45.3.20」と日付が記載されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と一致する上、同決定通知書において、同様に欄外に日付の記載がある同僚の被保険者資格喪失日も同社の同被保険者名簿に記載されている資格喪失日と一致している。

また、上記被保険者名簿では、申立人が、46年1月30日に新たな被保険者番号で被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間において整理番号に欠番は無い上、厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人の申立期間後に再度取得した厚生年金保険記号番号は、同年2月13日にB社に払い出されていることが確認できる。

さらに、C社が保管する個人カードにおいて、申立人の入社日は、昭和46年1月8日と記載されているところ、同社は、個人カードは入社時に

提出させていると述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月8日頃から10年10月4日頃まで
② 平成13年9月頃から14年3月頃まで

A事業所（現在は、C社）に勤務していた平成8年4月8日頃から10年10月4日頃までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、高校を卒業して、8年4月8日頃からアルバイトとして同事業所に勤務し、転職のため、10年10月3日頃に同事業所を退職した。しかし、間もなく転職先の会社を退職し、11年4月から再びアルバイトとしてA事業所に採用され、同年9月30日まで勤務した。同事業所の労働条件は、2回とも同一であり、最初に勤務した期間について厚生年金保険被保険者となっていないのはおかしい。職場の上司の氏名も覚えている。また、B社（現在は、D社）に勤務した13年9月頃から14年3月頃までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社には契約社員として13年9月頃に入社し、14年3月頃に退職した。職場の上司の氏名も覚えている。申立期間①及び②について調査をして厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は平成8年4月8日頃にA事業所にアルバイトとして入社し、10年10月3日頃に退職したと述べている。

しかし、C社は、「資料が保管されておらず、申立人のA事業所における在籍は不明である。」と回答していることから、申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人がA事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人のことを知っているが、A事業所における在籍期間は分から

ない。私が同事業所に勤務していた期間と厚生年金保険被保険者期間は異なっており、当該期間は厚生年金保険に加入しない雇用形態であった。」と回答している。

さらに、申立期間①にA事業所において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した29人に、申立人の同事業所における勤務実態を文書で照会したところ、10人から回答を得たが、このうち9人は申立人とは異なる職場であり、申立人のことを知らないと回答している上、このうち3人は、「A事業所では、雇用形態や勤務時間によって厚生年金保険の加入・非加入について異なる取扱いをしており、1日8時間勤務するアルバイトは希望すれば厚生年金保険に加入できた。」と回答している。

申立期間②について、申立人は平成13年9月頃にB社に契約社員として入社し、14年3月頃に退職したと述べているところ、D社は、同社が保管していた経歴台帳により、「申立人は、13年10月25日に入社し、14年2月22日に退職している。」と回答していることから、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社は、「申立人は、社会保険非対象のパートタイマーとして入社しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失に係る届出は行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社が保管していた申立人に係る平成14年給与所得に対する所得税源泉徴収簿においても、同年1月から同年3月までの期間に支払われた申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B社が加入していたE厚生年金基金は、「申立人は、B社における厚生年金基金加入員ではない。」と回答しており、同社が加入しているF健康保険組合も、「申立人は、B社における健康保険被保険者ではない。」と回答している。

さらに、申立人は、平成13年6月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、14年4月5日に同資格を喪失している上、当該期間の保険料は納付済となっており、国民健康保険の記録においても、申立人は13年8月20日に被保険者資格を取得し、14年4月6日に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月 1 日まで

夫は、昭和 38 年 12 月頃から 40 年 2 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 業務に従事していた。それにもかかわらず、申立期間の全てが厚生年金保険の被保険者となっていない。夫は、入社から 2、3 か月後に、事務担当者から厚生年金保険被保険者証を提出するように言われ、提出した記憶があると言っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の妻から提出された申立人が同僚と共に写っている複数の写真から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の写真に写っている同僚に照会したところ、複数の同僚は、「私は A 社で厚生年金保険に加入した記憶が無い。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、これらの同僚の被保険者記録は確認ができなかった。

また、上記の加入記録の無い同僚のうち 1 名は、「私は申立人と同様に C 業務に従事していたが、雇用形態は正社員という程でもなかったと思う。当時、この仕事は従業員の出入りが激しかったために、ある程度の期間は臨時社員のような形態で様子を見てから正社員にしてもらっていたのかもしれない。」旨の証言をしている。

さらに、A社に係る上記の被保険者名簿及び被保険者原票から、申立期間に被保険者記録があり、連絡先の判明した26名に照会したところ、回答があった17名は全てC業務に従事していたとしているところ、複数の者が、「勤務期間よりも厚生年金保険被保険者期間の方が短い。」とし、1か月から最大17か月間の相違がある旨を述べており、「A社には試用期間があった。」、「A社を退職する前に被保険者資格が喪失されている。」旨の回答もあったことから、A社は従業員の厚生年金保険加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、申立人の妻は、「夫は、入社から2、3か月後に、事務担当者から厚生年金保険被保険者証を提出するよういわれ、提出した記憶があると言っていた。」と述べていることから、当該事務担当者と思われる者に照会したところ、「私は、C業務に従事していた。申立人を知らない。そのほかのことも全て覚えていない。」旨の回答をしており、申立人の保険料控除に係る証言が得られなかった上、B社は、「A社の社会保険関係の書類は、昭和48年1月以前の期間に係るものについては保管していない。」旨の回答をしていることから、申立人の申立期間における保険料控除を確認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から同年12月まで

厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私は、昭和25年にC職の試験に合格し、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者名簿から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法において、申立人の従事していた業務を行う事業所が適用事業所となるのは昭和28年9月1日以降である。

さらに、B社は、「現在はD共済組合に加入しているが、同共済組合が設立されたのは昭和29年1月1日であり、それ以前については不明。」と回答している。

加えて、B社は、申立期間当時の資料を保管してないと回答しているため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、申立期間における保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
A会によって奨学生として、B所に住み込みで、働きながら大学へ4年間通い卒業したが、最初の2年間しか厚生年金保険被保険者期間になっていない。4年間同じB所で同じ勤務をしていたのに厚生年金保険の被保険者記録が後半の2年間欠落していることに納得いかない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

奨学生の支援団体であるA会の昭和 60 年奨学生卒業者名簿から、申立人がB所に大学在学期間（昭和 56 年 4 月から 60 年卒業時まで）において、勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の被保険者記録があるC会(以下「D会」という。)から一部資料を引き継いだE社は、厚生年金保険等社会保険の加入・未加入については、「詳細は不明だが、当時は任意加入であったため、各所の所長の都合で判断されていたと思われる。」と回答しているところ、D会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧したが、申立人と同時期に資格取得した 230 名のうち大半の被保険者の加入期間が1年から2年である上、申立人が奨学生として記憶している同僚の名前は見当たらず、奨学生の厚生年金保険加入については個人により取扱いが異なっていた状況がうかがわれる。

また、前記のA会は、「当会と厚生年金保険の適用事業所であるD会とは関係は無く、奨学金の受給と厚生年金保険への加入とは連動が無い。」としている。

さらに、申立人は、申立期間において、父親の健康保険の被扶養者とな

っており、遠隔地被保険者証が発行されていたことが確認できる。

加えて、D会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和 58 年 6 月 1 日となっている上、E社は、「社会保険の事務は、D会を通じて行われていた。申立人については、唯一保管している厚生年金喪失者台帳から、昭和 56 年 4 月 3 日から 58 年 6 月 1 日までの被保険者期間が確認できる。」としている。

また、D会は、平成 14 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年頃から 48 年頃まで

私は、現在外国籍となっているが、当地の年金制度に加入期間を通算するために、日本にいた時の厚生年金保険の加入記録を問い合わせたところ、当時勤務していた事業所の記録が無いと言われた。勤務していた事業所は現在も存在するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び事業主の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録から、A社は、昭和 63 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、「A社が厚生年金保険に加入したのは昭和 63 年 3 月 1 日からであり、それ以前は厚生年金保険料の控除は行っていない。」と述べている。

さらに、申立人は、一緒に勤務していたとする上司の名字しか記憶していないため特定できず、当時の状況について照会することができない。

加えて、事業主は、「申立期間の私の記録は国民年金になっている。」と述べているところ、オンライン記録から、申立期間において国民年金に加入し、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月から 32 年 4 月まで
② 昭和 33 年 8 月から 34 年 10 月まで

私は、A社に昭和31年1月に入社し、32年4月まで勤務していたが、31年8月から32年4月までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B社には33年8月に入社し、34年10月まで勤務していたが、当該期間の被保険者記録が無い。この2つの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社において経理事務その他の業務を担当していたと述べているところ、同僚1名も「申立人はA社に経理担当として勤務していた。私より後に入社し、私より先に退社した。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主及び支配人の連絡先も不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、上記の同僚が、申立人の後任の経理担当者として申立人がA社を退社した後に入社したと記憶している元社員は、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和31年8月22日より後の同年9月1日に同資格を取得していることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和31年1月10日に被保険者資格を取得し、同年8月22日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人は当該期間においてB社に勤務していたと述べている。

しかし、B社は申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、申立人が名前を挙げた同社の事業主から申立人に係る供述を得ることができなかったことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録により、上記の事業主は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額がそれ以前の 50 万円から 47 万円に変更されているが、申立期間当時の給料は月額で 50 万円と決まっていたので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、給料は月額で 50 万円と決まっていたので、標準報酬月額が 47 万円であるのは納得できない。」と主張している。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主も既に死亡している上、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っていないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、記録管理上の不備や遡って訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月から30年4月まで
② 昭和36年12月から37年12月まで

私は、昭和28年12月から30年4月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和36年12月から37年12月までB社の副社長のC職として同社に勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主は、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたと証言している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和57年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和57年7月であり、申立期間①当時は、健康保険及び厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年7月1日に事業主を含めた7名が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前に同社で同資格を取得している者はいない。

申立期間②について、申立人は、「B社の副社長のC職として勤務し、給与は副社長から直接手渡しで受け取っていた。その給与はB社からのも

のであり、給与明細書もあり、厚生年金保険料も控除されていたので、同社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社の後継会社であるD社は、申立期間②及びその前後の期間の発令通知を確認したが、申立人の在籍は確認できないと回答している。

また、申立人は、申立期間②当時の業務内容について「副社長の家族の買い物や子供の学校の送り迎えであり、B社や同社の工場に行ったことはなかった。」と供述していることから、副社長のC職として同副社長に直接雇用されていたと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の同僚を記憶していないため、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 3 月に A 社に入社し、同社は 61 年 2 月に研究開発のため B 社を設立、私の勤務体系は両社の兼務となり、その後、B 社は C 社に改称した。給与は平成 3 年 4 月分給与から両社から支払われるようになり、厚生年金保険料は 4 年 5 月分まで A 社で、同年 6 月分からは B 社及び C 社で控除されていた。しかし、3 年 7 月分から合算した報酬に対応する標準報酬月額となっていない。被保険者負担分を併せた保険料を遡って納付することは、会社側も了解しているので、申立期間の記録を両社からの合算した報酬額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書から、申立人が申立期間において A 社、B 社及び C 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時、A 社、B 社及び C 社から報酬を受けており、それぞれの事業所から支払われていた報酬額が年金記録に反映されていないと主張しているが、A 社、B 社及び C 社が発行した給与明細書から、平成 3 年 7 月から 4 年 5 月までの期間については A 社で、同年 6 月から 6 年 2 月までの期間については B 社で、同年 3 月から 16 年 3 月までの期間については C 社で厚生年金保険料が控除されており、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、二つ以上の事業所から報酬を受けている者については、厚生年金保険法施行規則第 2 条の規定に基づき、社会保険事務所（当時）に対して

「二以上事業所勤務届」を提出することが必要であるが、当該勤務届が社会保険事務所に届出及び受理された記録も確認できない上、申立人とA社及びC社は、当該届出は行っていなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで
② 昭和 54 年 5 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社（後にB社と改称）に勤務していた期間のうち、昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 11 月 1 日までの期間及び 54 年 5 月 1 日から 57 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。同社は夫が経営する会社で、私は経理担当の役員として平成 11 年 6 月 20 日まで継続して勤務しており、途中で辞めることは無かった。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が経営するA社において昭和 43 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、平成 11 年 6 月 21 日に同資格を喪失するまで、一度も退社すること無く継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、元事業主である夫は、「当時の資料は平成 13 年に会社が倒産した際に処分し、残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び給与の支払を確認することができない。

また、申立期間当時の元社員 19 人に照会を行ったところ、8 人から回答が得られ、全員が申立人を覚えていたが、申立人の勤務期間を詳細に記憶している者はおらず、1 人は「申立人は不定期出社であった。」とし、1 人が「申立人は、役員であったが常勤ではなかった。」とし、別の 1 人は「申立人の出勤時間及び勤務時間は決まっていなかった。」と供述しており、申立人が常勤の役員としてA社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和43年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、44年5月1日に同資格を喪失し、47年11月1日に同資格を再度取得後、54年5月1日に同資格を喪失し、57年5月1日に同資格を再度取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、A社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和44年5月13日から47年12月（日は判読不能）の期間において、夫の被扶養者として認定されている上、申立人は、再度54年7月11日付けで夫の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。